

四街道市手数料条例の一部を改正する条例

四街道市手数料条例（平成元年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表その1の項29の目(2)オ中「1, 180, 000円」を「1, 450, 000円」に、「1, 410, 000円」を「1, 720, 000円」に、「1, 590, 000円」を「1, 920, 000円」に、「1, 950, 000円」を「2, 360, 000円」に、「2, 270, 000円」を「2, 740, 000円」に、「4, 550, 000円」を「5, 640, 000円」に、「5, 820, 000円」を「7, 240, 000円」に、「7, 070, 000円」を「8, 790, 000円」に改める。

別表その2の項中45の目を47の目とし、同項44の目中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「登録建築物のエネルギーの消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同目を46の目とし、同項43の目中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同目を45の目とし、同項42の目中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「建築物のエネルギーの消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同目を44の目とし、同項41の目中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項」に改め、同目を43の目とし、同項40の目中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同目を42の目とし、同項39の目中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同目を41の目とし、同項中38の目を40の目とし、同項37の目中「建築物のエネルギーの消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同目を39の目とし、同項中36の目を38の目とし、同項35の目中「32の項」を「34の項」に改め、同目を37の目とし、同項中34の目を36の目とし、同項33の目中「31の項」を「33の項」に改め、同目を35の目とし、同項中32の目を34の目とし、31の目を33の目とし、30の目の次に次の2目を加える。

31	建築基準 法施行令（ 昭和25年 政令第	敷地と道 路との関 係の建築 物に対す		1件につき	27,000円
----	-------------------------------	------------------------------	--	-------	---------

<p>338号) 第137条 の12第6 項の規定に 基づく建築 物に対する 制限の適用 除外に關す る大規模の 修繕又は大 規模の模様 替に係る認 定の申請に 對する審査</p>	<p>る制限の 適用除外 に關する 大規模の 修繕又は 大規模の 模様替に 係る認定 申請手数 料</p>			
<p>32 建築基準 法施行令第 137条の 12第7項 の規定に基 づく建築物 に對する制 限の適用除 外に關する 大規模の修 繕又は大規 模の模様替 に係る認定 の申請に對 する審査</p>	<p>道路内に おける建 築物に對 する制限 の適用除 外に關す る大規模 の修繕又 は大規模 の模様替 に係る認 定申請手 数料</p>		<p>1件につき</p>	<p>27,000円</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。